

改正案	現行
<p>(入学資格)</p> <p>第二条 研修生となることのできる者は、次の資格を有する者で、石川県立輪島漆芸技術研修所長(以下「所長」という。)が別に定める選考委員会の審査に合格したものとす。</p> <p>一 普通研修課程</p> <p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者と同等程度の学力を有し、<small>そ</small>榛地、<small>きゆう</small>髹漆、<small>まさ</small>蒔絵若しくは沈金の基礎技術を習得した者又は特別研修課程専修科を卒業した者</p> <p>二 特別研修課程</p> <p>学校教育法第九十条に規定する者又は所長がこれと同等程度の知識及び能力があると認めたる者</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第二条 研修生となることのできる者は、次の資格を有する者で、石川県立輪島漆芸技術研修所長(以下「所長」という。)が別に定める選考委員会の審査に合格したものとす。</p> <p>一 普通研修課程</p> <p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者と同等程度の学力を有し、<small>そ</small>榛地、<small>きゆう</small>髹漆、<small>まさ</small>蒔絵若しくは沈金の基礎技術を習得した者又は特別研修課程専修科を卒業した者</p> <p>二 特別研修課程</p> <p>学校教育法第五十六条に規定する者又は所長がこれと同等程度の知識及び能力があると認めたる者</p>